

SOLEIL

弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所

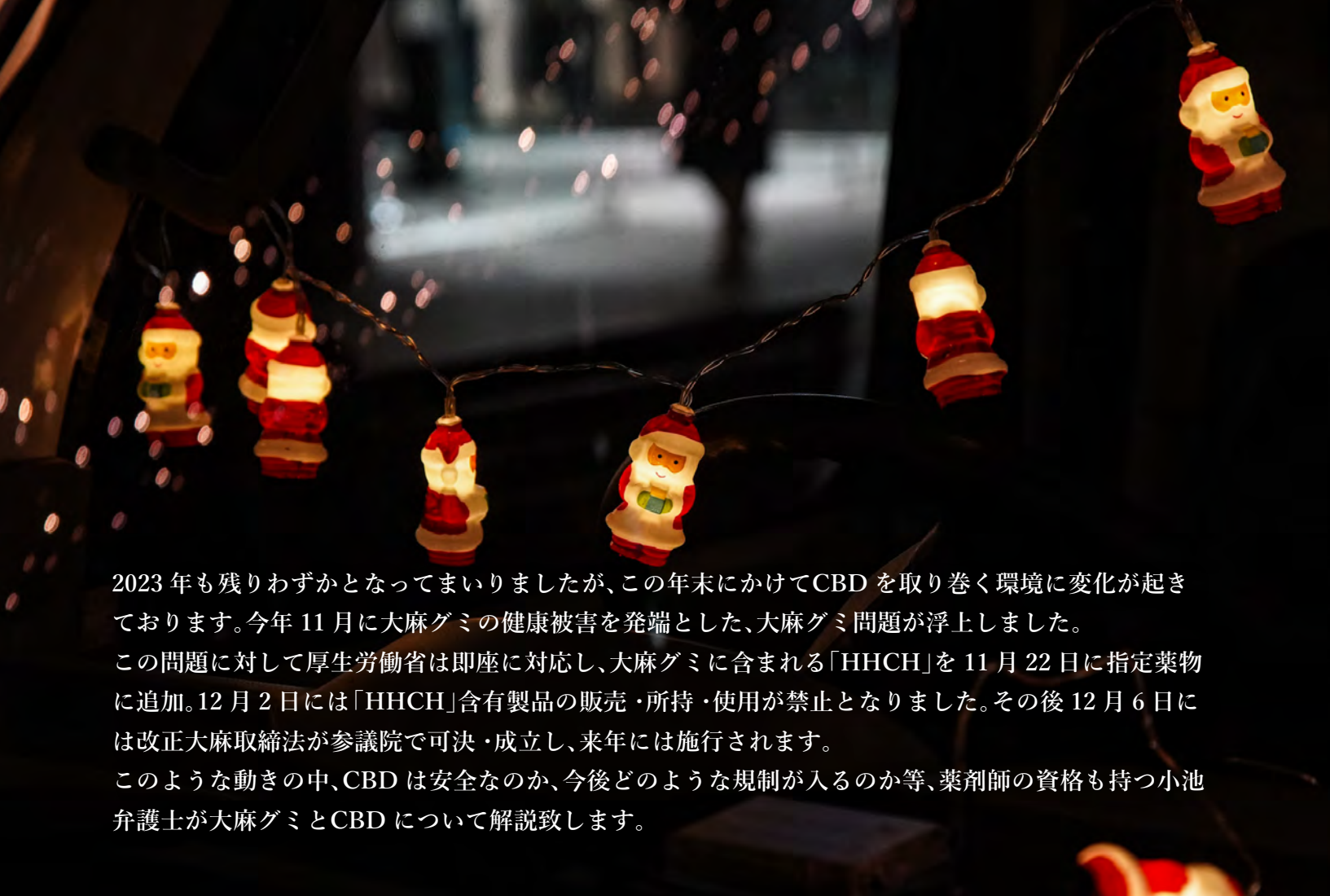
NewsLetter

2023.12

Vol.31

大麻グミと改正大麻取締法が
CBDへ与える影響とは？





2023 年も残りわずかとなっておりましたが、この年末にかけてCBD を取り巻く環境に変化が起きております。今年 11 月に大麻グミの健康被害を発端とした、大麻グミ問題が浮上しました。この問題に対して厚生労働省は即座に対応し、大麻グミに含まれる「HHCH」を 11 月 22 日に指定薬物に追加。12 月 2 日には「HHCH」含有製品の販売・所持・使用が禁止となりました。その後 12 月 6 日には改正大麻取締法が参議院で可決・成立し、来年には施行されます。このような動きの中、CBD は安全なのか、今後どのような規制が入るのか等、薬剤師の資格も持つ小池弁護士が大麻グミとCBD について解説致します。

～今月のテーマ～

大麻グミ（HHCH 含有食品）とCBD について



弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所
弁護士・薬剤師 小池 章太

Executive Summary

1. はじめに
2. 本当に大麻グミには大麻が含まれているのか？
3. 大麻グミを販売や購入しても逮捕されないのか
4. 大麻取締法改正とCBD
5. おわりに

1 はじめに

今回は、今世間を賑わせている大麻グミとCBD（カンナビジオール）に関する話題を取り上げようと思います。
ニュースでも様々に報道されていますが、今回はその点をまとめて皆様にお伝えしようと思います。

2 本当に大麻グミには

大麻が含まれているのか？

そもそも、昨今騒がれている大麻グミには、大麻と同じ成分が含まれているのが皆さん気になることかと思えます。答えとしてはNoというのが回答です。

というのも、大麻と一般的によばれるのは、主としてTHC（テトラヒドロカンナビジオール）と言われる成分が含まれているもので、別名マリファナと言われます。皆さんも聞いたことがあると思いますが、マリファナは複数の国で合法として認められています。

それに対し、今回話題となっている大麻グミの成分はHHCH（ヘキサヒドロカンナビヘキシオール）と呼ばれる成分で、THCと類似をしていますが、正確には異なる成分となります。したがって、世間で今話題となっている大麻グミは、正確に言うのであれば、大麻グミではなく、大麻類似成分含有グミとなるでしょう。

もっとも、大麻グミと言われる位ですか

ら、大麻グミは大麻と類似の効能効果を有することが確認されています。すなわち、大麻が有する精神作用と言われる幻覚等の中枢神経への作用と常習性が大麻グミにも認められるのです。また、原料という観点でも、大麻草に含まれるTHCH（テトラヒドロカンナビヘキシオール）という成分を加工して製造されることが多いため、このことも大麻グミと言われる所以かと思われます。

3 大麻グミを販売や購入しても

逮捕されないのか

上記のとおり、大麻グミといっても大麻の成分（THC）が含まれている訳ではないので、これを販売や使用をしても法律に抵触する訳ではなく、大麻グミを販売や購入したとしてもペナルティを課せられることはありませんでした。

しかしながら、大麻グミの効能効果は大麻と類似しているため、事態を重くみた厚生労働省は、今年12月2日にHHCH含有の

製品について指定薬物等として、薬機法上の規制をかけることとしました。

具体的には、HHCHについて、製造、輸入、販売、所持、使用等を行った場合、罰則として3年以下の懲役または300万円以下の罰金。業としての場合は5年以下の懲役または500万円以下の罰金が課せられる可能性があります。

また、HHCH規制後すぐに類似するHHHPと呼ばれる成分に関する規制も行われており、今後HHCHの類似成分に関しても包括的に規制することが検討されている状況です。

4 大麻取締法改正とCBD

この騒動で煽りを受けたのが、CBD製品となります。CBDも大麻草由来の成分であることから、大麻グミないしは大麻と同様の効果を有するため、使用しているユーザー等から安全性が疑問視される等、風評被害が広がりました。しかしながら、CBDは大麻グミとは異なり、精神作用が認められず、同列に扱うのは誤りで、厚生労働省としても販売に関しては認容をしています。

実際にCBDは海外では医療用医薬品として用いられているという実績もあります。そのため、日本においても令和5年12月6日に可決された、大麻取締法の改正により、大麻由来の医薬品に関する製造及び施用の規制が撤廃され、正式にCBDを医薬品として製造することが認められることとなりました。なお、改正法の正確な施行時期は未定ですが2024年中に施行される予定になっております。

そして、CBDに関しては、てんかん等の医療用医薬品を旨指して治験が行われているようで、今後様々な動きがあるように思います。

このようにCBDと大麻（グミ）は同じ大麻草由来の成分ではあるものの、その効能効果は大きく異なるため、違いについてはしっかりと意識をする必要があります。

5 おわりに

今回は大麻グミとCBDについてお話をさせていただきました。

大麻グミは今後も手を変え品を変え販売や使用が行われ、それに対する規制が続くと思います。しかし、幾ら規制がされていないからといって、やはり大麻と類似の効果を有する以上は、販売はもちろん使用に関しても避けた方が良いでしょう。

また、CBDに関しても法改正に伴い、扱いが現在と変わってくるのが想定されます。特に現在販売を行っている業者様等は今後の動向をしっかりと確認していく必要があるでしょう。

執筆者紹介

弁護士・薬剤師 小池 章太

【学歴】

海城高等学校 卒業

千葉大学薬学部総合薬品科学科 卒業

千葉大学大学院医学薬学府総合薬品科学科 修了

法政大学法科大学院 修了

【職歴】

平成 27 年 東証一部上場企業 入社

令和 4 年 丸の内ソレイユ法律事務所 入所

前職では弁護士と薬剤師の資格を活かし、企業で調剤薬局事業に関連する事業承継の案件やDX推進等幅広い業務に従事した後、令和4年より弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所入所。

弁護士としてだけでなく、薬剤師としての実務経験を活かし、顧問企業へのリーガルサービスを行っている。

広告審査サービス

スポット広告審査 A4 1枚 11,000円



広告審査内容

リスク度、修正案、修正理由

リスク度は4段階で表現

☆、★、★★、★★★★

星が多くなるほどリスク高

作業優先、1枚当たりの審査費用がお安くなる

「顧問プラン」もご用意しております。

チラシ1枚からスポットでご依頼頂けますので

お気軽にお問い合わせください。

医療機器該当性コンサルティング

取扱商品が「医療機器」に該当するかどうか相談したい、というご相談が多くなってきております。

海外から美容機器を輸入しようとしているが、税関で止まってしまうか心配というご相談や、大手ネット・ショッピングモールに出品、もしくは大手百貨店・量販店の実店舗へ出品する際に、広告表現の指摘を受けたり、医療機器で無い証明を求められたりした、というご相談です。弊所では弁護士が貴社の商品やホームページを拝見し、医療機器に該当する危険性や確認すべき行政機関、ビジネスリスク等をアドバイスさせていただきます。

※あくまでも判断は行政が行うものになりますので、申請やビジネスに対するアドバイスとなります。

【相談料】

30分／11,000円

ZOOMでのオンライン相談も可能です。

※初回から料金が発生いたします

※美容機器の広告表現のみのご相談は初回30分無料

おすすめスポットプラン

新規事業立ち上げ支援 330,000円～

美容健康分野新規事業立ち上げの際のリーガルサポートプランです。新規ECサイト開設に必須の法律文書作成、取扱商品への法的アドバイス、届出・申請等のアドバイスを弁護士が行います。

広告審査内製化支援 330,000円～

弁護士が貴社商品の広告審査マニュアル(NG表現集)を作成し、広告審査の内製化を目指すプランです。マニュアル完成後は社内セミナーを行い知識の定着まで行います。

無料相談のご案内

美容健康広告審査、利用規約、最終購入確認画面のチェック等、その他企業法務に関するご相談は初回30分無料でご相談を承っております。

【お問い合わせフォームはこちら】

<https://www.health-beauty-soleil.jp/contact/>

TEL : 03-5224-3801 E-mail : office@maru-soleil.jp